平成２９年（フ）第５６７号
相模原市中央区田名塩田３丁目３番２－702号
債務者　佐久川美智子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５６９号
相模原市南区古淵１丁目16番７号　プリムローズ301
債務者　柴原　雅人
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５７１号
相模原市緑区若柳1329番地　榎本ハイツＡ－203
債務者　松橋　翔太
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５７４号
相模原市緑区二本松２丁目２番８号　カサグランデ　202
債務者　城内　英子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１２号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地２　県営１－307号
債務者　大橋　都子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３８０号
札幌市白石区菊水元町５条２丁目２番18－502号
債務者　藤田　美香
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７号
札幌市中央区南10条西21丁目７番27号　エクシード旭ヶ丘304号
債務者　後藤　亜紀
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８５号
さいたま市岩槻区宮町２丁目17番29号、旧住所埼玉県川口市芝東町10番１号　ホワイトコーポラス301号
債務者　岩**崎**　峻大
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１３号
埼玉県戸田市喜沢１丁目47番地の５
債務者　金子真由美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０２号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－18－505
債務者　森　　雅博
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１５号
さいたま市北区日進町２丁目410番地２　日進プラザＢ棟104
債務者　廣　小夜子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１９号
埼玉県戸田市笹目５丁目25番地の10　メゾンしろうまⅡ－203号室、旧住所さいたま市大宮区堀の内町２丁目93番地１　エスターテ大宮公園202
債務者　石井　　力
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５２号
埼玉県春日部市上蛭田656番地１　コスモ春日部豊春セカンドステージ101号室、住民票上の住所埼玉県蓮田市大字黒浜4402番地６
債務者　小沢　正司
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　さくら三郷ハウス608号室
債務者　石井　孝幸
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
埼玉県行田市富士見町２丁目34番地１
債務者　菊池　　弘
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１５８号
千葉県東金市家徳831番地５　家徳グリーンハウスＢ105
債務者　海保　和枝
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８０号
堺市美原区南余部291番地２
債務者　島村　裕也
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係